

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども医療費助成に関する事務(ガバメントクラウド・標準 準拠システム移行) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	喜多方市子ども医療費の助成に関する規則(平成27年喜多方市規則第22号)に基づき、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病又は負傷の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てられる環境づくり及び子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。 1 子ども医療費受給資格登録申請書の受付・審査 2 子ども医療費受給資格者証の作成・交付 3 子ども医療費受給資格内容変更届の受付・審査
③システムの名称	1 福祉医療給付システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第2項 喜多方市個人番号の利用に関する条例(番号利用条例) (平成27年12月11日条例第36号) 番号利用条例第3条別表の5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし (子ども医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部こども課 電話0241-24-5229
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、子ども医療費システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	初版作成				19
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	保健福祉部こども課長 荒川 修一	保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一	こども課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	喜多方市子ども医療費の助成に関する規則(平成27年喜多方市規則第22号)に基づき、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病又は負傷の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てられる環境づくり及び子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。 (1) 子ども医療費受給資格登録申請書の受付・審査 (2) 子ども医療費受給資格者証の作成・交付 (3) 子ども医療費受給資格内容変更届の受付・審査	喜多方市子ども医療費の助成に関する規則(平成27年喜多方市規則第22号)に基づき、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病又は負傷の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てられる環境づくり及び子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。 1 子ども医療費受給資格登録申請書の受付・審査 2 子ども医療費受給資格者証の作成・交付 3 子ども医療費受給資格内容変更届の受付・審査	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療給付システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	1 福祉医療給付システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	事後	評価書見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・喜多方市個人番号の利用に関する条例第3条 にかかる別表5の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第2項 喜多方市個人番号の利用に関する条例(番号 利用条例) (平成27年12月11日条例第36号) 番号利用条例第3条別表の5の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準 ずるものとして定める特定個人情報の提供に関 する規則	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) なし (子ども医療費助成に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、子ども医療費システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年9月1日	ガバメントクラウド・標準準拠システムへの移行に伴う再実施			事前	